財政見通し

〔令和8年度～13年度〕

令和８年度９月補正予算
を踏まえた改訂版

令和8年10月

歳入歳出推計

【一般会計】

【歳入推計】

（単位：億円）

歳入区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1. 一般財源	3,522	3,451	3,452	3,532	3,528	3,517
（1）県税	844	825	828	872	879	878
（2）地方交付税 ＋ 臨時財政対策債	1,874	1,894	1,901	1,900	1,883	1,869
（3）特別法人事業譲与税	149	150	153	155	157	158
（4）減債基金（一般勘定）	23	4 （22）	0 （22）	1	1	1
（5）財政調整基金	50	50	52	50	50	54
（6）その他	582	528	518	554	558	557
2. 特定財源	1,402	1,797	1,774	1,724	1,737	1,364
（1）県債	425	622	590	540	515	377
（2）国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	1	3	7	20	83	0
（3）その他の特定財源	976	1,172	1,177	1,164	1,139	987
歳入合計 ①	4,924	5,248	5,226	5,256	5,265	4,881

※ （ ）内は、R9、R10年度の公債費に充当するため、取崩すこととしている額。その影響については、【歳出推計】1.（3）公債費の「決算剰余金の活用による県債の繰上償還等の効果」として計上しているため、【歳入推計】には計上していない。

【歳出推計】

歳出区分	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1. 義務的経費	3,211	3,199	3,221	3,307	3,331	3,350
（1）職員給与費	1,186	1,193	1,191	1,191	1,189	1,189
うち退職手当除き	1,105	1,109	1,109	1,109	1,107	1,107
（2）社会保障経費	518	530	535	540	546	546
（3）公債費	583	600	625	665	685	687
通常償還分	583	624	672	713	734	737
決算剰余金の活用による県債の繰上償還等の効果	－	▲ 24	▲ 47	▲ 48	▲ 49	▲ 50
（4）その他義務的経費	924	876	870	911	911	928
2. 政策的経費	899	993	925	881	910	754
（1）通常分	485	490	490	490	490	490
（2）大規模ハード	385	503	435	391	420	264
（3）エネルギー価格・物価高騰対策	29	－	－	－	－	－
3. 公共事業費	814	1,084	1,111	1,104	1,066	818
（1）通常分	805	818	844	841	800	807
（2）国土強靱化分	0	255	255	255	255	0
（3）島根半島震災対策分	9	11	12	8	11	11
歳出合計 ②	4,924	5,276	5,257	5,292	5,307	4,922
収支 ①－②	0	▲ 28	▲ 31	▲ 36	▲ 42	▲ 41

※ 歳入歳出推計のR8は当初予算額。

予算編成を通じ、収支不足を解消。

		R8	R9	R10	R11	R12	R13
基金残高	財政調整基金（R11年度末目標：180億円程度）	181	184	182	184	186	182
	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	84	91	93	83	0	0
県債残高（普通会計・臨時財政対策債除き）		5,918	6,161	6,374	6,543	6,675	6,679
うち通常県債残高（国土強靱化除き）（R11年度末目標：5,400億円程度）		5,128	5,280	5,409	5,499	5,558	5,609

※ 基金残高、県債残高は各年度末の見込額。

エネルギー価格・物価高騰対策に要する経費については国費により措置されるものとし、推計から除いている。

◆推計の前提条件

１．景気動向

名目経済成長率

（R8）1.5%、（R9）2.0%、（R10）1.2%、（R11）1.1%、（R12）1.1%、（R13）1.1%

国において作成された「中長期の経済財政に関する試算（R8.7.30 経済財政諮問会議提出）」の現状投影ケースで示された経済成長率の半分程度に設定

２．歳　　入

⑴　県税

①　個別推計したもの

法人県民税・事業税（特に税額が大きい法人）、核燃料税出力割・価額割、産業廃棄物減量税

②　名目経済成長率を考慮して推計したもの

法人県民税・事業税（その他の法人）、個人県民税・事業税、地方消費税、不動産取得税、県民税配当割・譲渡所得割

③　その他

・その他の税目は、R8 をベースに同額で推計

⑵　地方交付税＋臨時財政対策債

①　基準財政需要額（公債費、事業費補正等を除く）は、以下のとおり推計

・個別算定経費及び包括算定経費は、原則、R9 以降は R8 と同額で推計

・ただし、教員の処遇改善のための教職調整額の引上げについては、影響額を個別に算定し推計

・上記以外の特別費目は、R9 以降も継続するものとして R8 と同額で推計

・公債費及び事業費補正は、現行措置率を前提に推計

②　基準財政収入額は県税等の推計に連動

⑶　特別法人事業譲与税

名目経済成長率を考慮して推計

⑷ 財政調整のための基金

① 財政調整基金

・今後の予想し得ない状況変化に備えた基金で、当初予算編成において一旦 50 億円取り崩すが、執行節減などによる財源の確保により、決算段階で同額を基金へ積み戻すことを前提に推計

・核燃料税価額割の税収を平準化するため、課税期間の税収の平均額（4.5 億円）を超える年度は基金に積み立て、不足する年度は基金を取り崩すものとして推計

② 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金

・R11 まで決算段階で 9 億円積み立てることを前提とし、毎年度、開催準備経費・運営費の事業費に応じて取り崩すこととして推計

⑸ 減債基金（一般勘定）

県債の償還に備えた基金で、公債費の財源に充てるため、R7 年度に措置された臨時財政対策債償還基金費分は R9 に取り崩すものとして推計。このほか、島根半島震災対策事業の県債の後年度の償還額から地方交付税措置額を除いた県実負担相当分について、事業の実施に応じて積み立て、償還に合わせて取り崩すものとして推計

※ R7 年度決算剰余金を活用して減債基金に積み立て、R9・R10 年度に公債費に充当予定の 44 億円については、p.1「歳入歳出推計」【歳出推計】１．義務的経費（３）公債費「決算剰余金の活用による県債の繰上償還の効果」に計上

３．歳　　出

⑴ 義務的経費

① 職員給与費

・人　　員　一般職（任期付き職員を除く）：R9 以降は R8 と同数で推計
※ただし、国民スポーツ大会等による増員については反映
警察官：R9 以降は R8 と同数で推計
教員：R9 から R12 までは今後の生徒数の見込みから推計、R13 は R12 と同数で推計

・給与水準　給与改定率は R9 以降 0％で推計

・退職手当　定年によるものは、定年の段階的引上げを反映し、退職見込み者数及び退職手当支給見込み額をもとに推計
定年によらないものは、直近の退職者数をもとに推計

② 社会保障経費

R9 から R12 までは今後の対象者数の増減、単価の見込み及び制度改正の影響を反映、R13 は R12 と同額で推計

③　公債費

・借入利率については、5 年債 2.8%、10～30 年債 3.8%にて推計

・決算剰余金の活用による県債の繰上償還等の効果は、以下のとおり推計

（単位:億円）

区　　分	R9	R10	R11	R12	R13
決算剰余金の活用による県債の繰上償還等の効果(*1)	24	47	48	49	50
R7決算剰余金(72億円)	24	24	2	2	2
R8決算剰余金(50億円)		23	23	1	1
R9決算剰余金(50億円)			23	23	1
R10決算剰余金(50億円)				23	23
R11決算剰余金(50億円)					23

(*1)繰上償還等の内訳

R7決算剰余金の活用(72億円)

①当面の収支改善(R9、R10年度の公債費への充当)のための減債基金への積立:44億円

②長期的な収支改善と将来の利払い抑制のための繰上償還:28億円

R8～R11決算剰余金の活用(50億円)

①当面の収支改善のための下記ア又はイ:44億円

ア 繰上償還

イ 減債基金へ積み立てた上での翌年度及び翌々年度の公債費への充当

②長期的な収支改善と将来の利払い抑制のための繰上償還:6億円

④　その他義務的経費

「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」で示された就業者負担軽減支援金については、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと併せて実施される R9 年度及び R10 年度分を含め、県の事業規模が不明なため、未計上

⑵　政策的経費

①　通常分（島根創生推進のための重点経費・部局調整経費）

・島根創生推進のための重点経費は、R9 以降、R8 と同規模で推計

・部局調整経費は、R9 以降、経常経費における労務単価上昇などによる物価上昇分を加算して推計

②　大規模ハード（特別需要経費）

今後の所要見込額（各部局見積）を推計

⑶　公共事業

・国土強靱化は、国の第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえ推計

・島根半島震災対策は R9 以降の所要見込額を推計

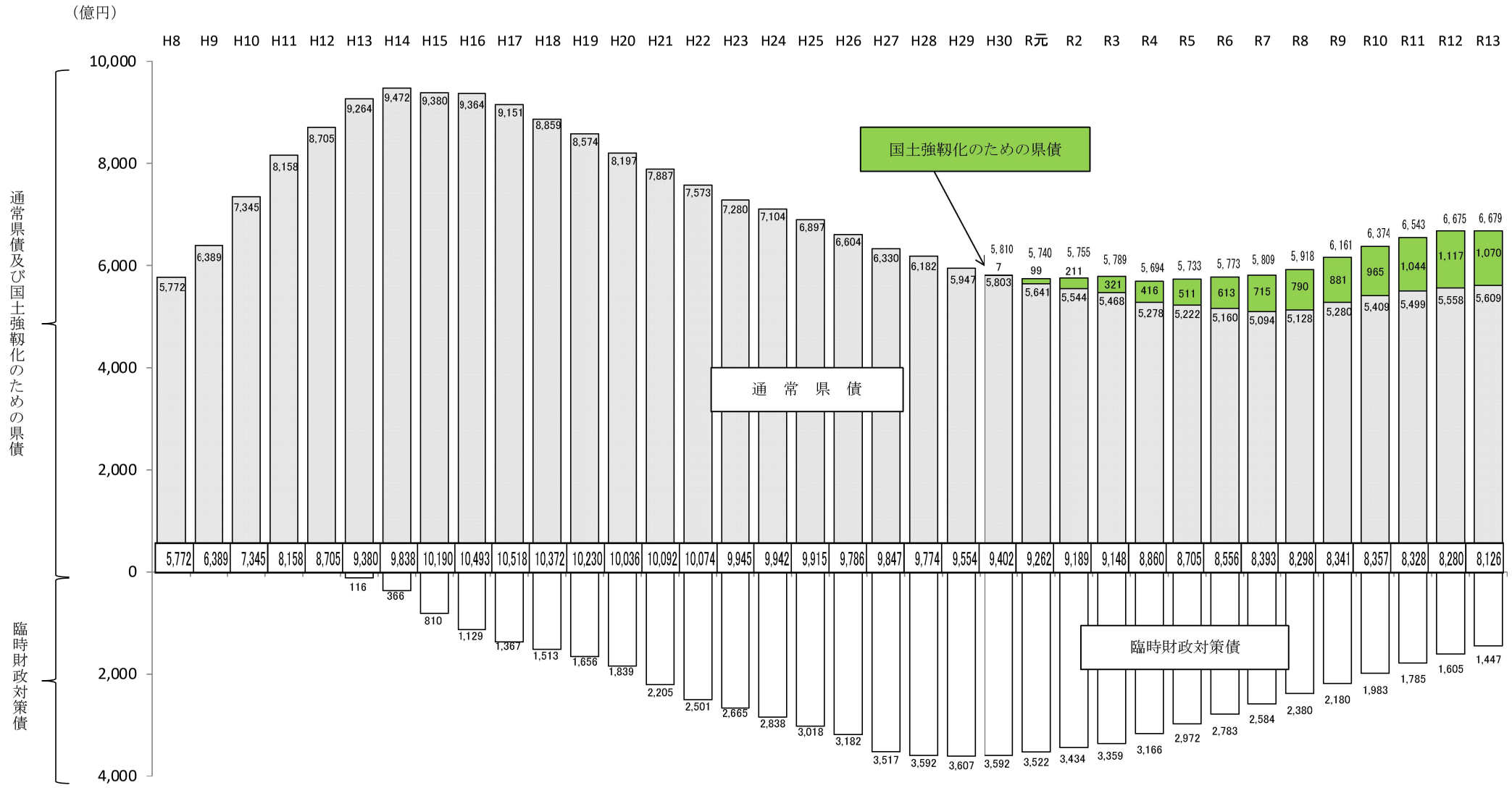
・直轄事業等は、今後の所要見込額を推計

・その他は、R9 以降は R8 と同規模で推計

４．通常県債残高

一般会計に農林漁業改善資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、県営住宅特別会計を加えた普通会計ベースで推計

県 債 残 高 の 推 計（普通会計ベース）



Ｈ８～Ｒ７までは決算額、Ｒ８～１３は見込額